

## 入居の承継の承認を求められる方へ

公営住宅入居者（名義人）が死亡し、または退去された場合、原則公営住宅を返還していただくかなければなりません。

しかし、下記の基準を満たす方は入居名義を引き継ぐことができますので、承継事由発生後30日以内に入居の承継承認の申請をしてください。

なお、承認を得ずに入居している場合は、不正入居として住宅の明渡請求の対象となりますのでご注意ください。

### 【入居の承継承認基準】（代表的なもの）

- 1 原則として入居者が死亡、または離婚・婚姻や転出により退去するとき。
- 2 名義を引き継ぐ者が同居者であって、次の要件のいずれかを満たすもの
  - (1) 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方、婚姻の予約者および「草津市パートナーシップ宣誓制度」に基づき宣誓された方を含む）
  - (2) 入居者の入居時から同居の承認を受け、または同居の承認を受けてから1年以上同居しており、下記のいずれかに該当する方
    - ①60歳以上の者、②障害者、③生活保護受給者、④母子家庭の母・父子家庭の父
- 3 暴力団員でないこと。
- 4 承認後の月額所得が313,000円を超えないこと。
- 5 家賃の滞納が3か月以上ないこと。

など

### 【申請に必要な書類】

- 1 市営住宅異動届
- 2 市営住宅入居承継承認申請書
- 3 誓約書
- 4 名義を引き継ぐ者の直近の所得が分かる書類（収入申告等で提出済みの場合およびマイナンバーで確認できる場合は不要）
- 5 緊急連絡先届出書

など

問い合わせ先

〒525-8588

滋賀県草津市草津三丁目13番30号

草津市役所建設部市営住宅課市営住宅係

TEL077-561-2395